

ID: 210

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第49条第1項の規定による。 (立入調査等) 第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日